

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成31年3月27日

寒川町長 木村 俊雄

平成30年度

農用地利用集積計画書

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の
規定により、農用地利用集積計画を定める。

平成31年 3月27日

寒川町長 木村俊雄

農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (m ²)	権利の種類	利用目的	始 期	終 期		
田端697番1	畑	817	使用賃借権	露地野菜	平成 31・4・1	平成 36・3・31	新規	
田端811番1	畑	1101.1	賃借権	花き	平成 31・4・1	平成 34・3・31	新規	
田端17番1	田	498	使用賃借権	水稻	平成 31・4・1	平成 34・3・31	更新	
田端17番2	田	499	使用賃借権	水稻	平成 31・4・1	平成 34・3・31	更新	
一之宮九丁目190-1	田	462	使用賃借権	水田	平成 31・4・1	平成 34・3・31	更新	